

韓国所在の前近代韓日関係史資料について

—国史編纂委員会所蔵資料と活用を中心にして—

李

(翻訳 米谷 均) 薫

- はじめに
- I. 史料の種類と特徴
1. 対馬島宗家文書
 2. 朝鮮史編修会の写真とガラス乾板
 3. 奎章閣所蔵の謄録類のなかの対日関係謄録
- II. 対日関係資料の刊行状況と問題点

1. 目録集
2. 史料集

- III. 情報化時代への対応

おわりに

この時期の委員会所蔵資料のなかで多くの量を占めるのが、朝鮮総督府の植民地政策のもとで朝鮮史編修会が購入・採集・筆写した資料群である。『朝鮮史』編集のために朝鮮・日本・満州などの地から収集した膨大な史料は、古代から近代まで網羅しており、対馬島宗家文書のごとく、前近代韓日関係史料もかなりの部分を占めている。収集資料の一部は編修会がすでに史料集として刊行したものがあるが^[1]、大部分は六〇余年前に収集したまま未整理の状態で、一九四五年の日本敗戦以降、委員会が所蔵・管理してきている。これら資料は、一九九〇年代になつて本格的に整理が始められ、同時に史料現況がひとつひとつ明らかにされたため、対馬島宗家文書は勿論、現在では写真・ガラス乾板まで整理され

このたびの「韓日関係史料研究の現段階を考える研究集会」は、東京大学史料編纂所による『大日本史料』編纂のための海外史料収集、特に東アジア地域における日本関係史料に対する関心から、企画されたもの

ている。以下の資料を中心に説明してみたい。

I. 史料の種類と特徴

1. 対馬島宗家文書

対馬島宗家文書（以下「宗家文書」）は、文字通り対馬宗氏（宗家）が対馬島を統治する過程にて生じた文書群であり、近世藩政文書が大半を占める。しかし対馬は、前近代朝日間接通交のなかで対朝鮮外交窓口の役割を果たしてきたように、多量の韓日関係史料を含んでいることは周知の事実である。

現在韓国と日本には、「宗家文書」と称される文書が七ヶ所に分散・所蔵されており、伝来経緯によって史料の性格も若干異なる。⁽²⁾

韓国の国史編纂委員会に所蔵されている宗家文書は、朝鮮総督府が一九二六年と一九三八年の二度に涉り、経済的苦境にあつた旧藩主宗家から文書を購入することによつて、宗家文庫（日本長崎県下県郡厳原町万松院）に所蔵されていた文書の一部が、朝鮮史編修会修史官中村栄孝の立会にて編修会に移されたものである。これらの資料は、一九四五年の日本敗戦から現在まで委員会に所蔵・管理されてきた。

委員会所蔵宗家文書は、主に朝日通交・貿易に関するものが中心となつてゐるが、対馬宗家文庫に保管された当時から、ある程度分類・整理されていたものを搬出してきたものである。しかし藩政そのものに関する文書も相当数ふくまれてゐる。

一四世紀中葉、宗氏の支配体制が安定した時から、一八七二年に明治政府が廢藩置県を断行する時まで、ほぼ五四〇年間の文書が網羅されてゐるこの史料群は、日記類をはじめとする各種の記録類・古文書・地図・絵図・印章など、多種多様な史料を含んでゐる。

委員会では、一九八八～一九九六年までの九年間に涉る本格的な整理・

調査を経て、現在所蔵資料の総数量二八七八三点を把握している。⁽³⁾種類別に見た場合の数量は、

記録類六五九二冊、古文書類一二四二枚、書契九四四二通、絵図類一四八五点、印章二二個である。

このなかで、整理が終わり目録集が刊行された記録類・古文書類・書契の三種を検討してみよう。

①記録類

対馬藩は早くも一六三四四年から藩の記録として『毎日記』を作成していた。一七世紀末頃には、藩政機構が整備拡充するにつれ、記録と執筆を専らとする書役（佑筆）も置かれるようになった。約五〇部局あつたと考えられる藩政機構とその下部組織において、かかる書役たちが、ある特定の目的や必要によつて、『毎日記』を始めとする多くの記録を作成・編集した。委員会所蔵の記録類六五九二冊も、基本的にはこのようないい。な日記類と記録が中心となつてゐる。内容上においては、『信使記録』を始め、中世から近代初期の韓日関係を理解する上で必須ともいうべき貴重な資料が、まこと想像を絶するほど多い。

上の「表1」は、多くの種類の記録を内容別に分け、概数を出したものである。このうち『信使記録』の特徴に限つて、簡単に説明をした

「信使記録」は、前近代朝日間の政府レベルで成立した交際外交を知るための最も基本的な資料であり、委員会に約一五七冊が伝來している。朝鮮は、壬辰倭乱（一五九二～九八）直後の一六〇七年の回答兼刷還使を含め、一八一一年までに一二回に涉つて通信使を日本に派遣した。そして一八一一年以後にも、実現はしなかつたが、江戸幕府が崩壊する直前まで、通信使派遣交渉は進められていた。委員会では、このうち丁

〈表1〉対馬宗家文書 記録類 現状

内 容	数量	内 容	数量	内 容	数量
信使記録	1157	8 巡漂差使記録	4	書契控	10
毎日記	360	諸巡漂差使記録	167	条書書付	83
訳官記録	297	本邦朝鮮往復書	126	書翰写	27
裁判記録	195	書状控・往復書状控	457	善隣通書	41
第1・2・3船送使記録	291	知近錄	7	倭館修理記録	19
以酌庵・第4船送使記録	82	津島紀事	11	申含内密	16
1特送使記録	91	経国大典大明律	19	各藩主実録	58
副特送使記録	83	参判使記録	392	御連状	29
万松院送使記録	104	八郷村帳	20	異船一件	23
1巡漂差使記録	88	判物帳写諸印判帳	28	以酌庵記録	34
2巡漂差使記録	74	日帳書抜	61	送使記録	23
3巡漂差使記録	56	諸方來状	12	人蔘関係記録	27
4巡漂差使記録	37	諸家系譜・系図	48	朝鮮御代官記録	35
5巡漂差使記録	28	吉宗様御代公私御用書抜	27		
6巡漂差使記録	12	諸日録	68		
7巡漂差使記録	9	分類紀事大綱	94		

* 備考；泉澄一「対馬島宗家文書の分析研究」(『国史館論叢』7、1989)を加工。

已信使（一六一七、元和信使）を除き、実現しなかつた大坂易地交渉に関する記録でも、全て所蔵しており、通信使に関する全使行の記録を概観することができる。

委員会所蔵の通信使記録は、全使行の記録を網羅しているにもかかわらず、各使行ごとの記録が完璧に遺っていない。理由は分からぬが、一六五五年の乙未信使（明暦信使）以前の記録は、わりと疎略な部類に属する。⁽⁵⁾比較的の記録が豊富であるのは、一六八二年の壬戌信使（天和信使）以降のことと、冊数もそれ以前とは比べものにならぬほど多い。壬戌信使に関する記録は一六四冊、辛卯信使（一七一一、正徳信使）は一六七冊、己亥信使（一七一九、享保信使）は一三九冊、戊辰信使（一七八、延享信使）は二二一冊、甲辰信使（一七六四、宝暦信使）は二〇九冊、辛未信使（一八一一、文化信使）は一三〇冊ばかりとなる。そして大坂易地聘礼交渉に関する記録も約四八冊が伝わっている。

委員会の『信使記録』は、全て清書本であり、慶應義塾大学の下書本から清書したものと見られる。但し同一種類の『信使記録』といつても、紛失や貸与などを予め配慮したのか、数セットの清書本がある。目録集にはセット別に登録されておらず、年代順に登録されており、同じ年代であるといつても別の種類の清書本が混じっているため、目録を利用する時には注意を要する。但し今回ゆえに書房から刊行されたマイクロフィルム版『朝鮮通信使記録』では多くの種類の清書本の中から目録が存在するものを基準に同一種類の清書本だけを選択して編集した。

②古文書類

委員会所蔵の一一二四一点の古文書はまた近世文書が主流であり、明治初期（一九世紀後半）までの各種文書が網羅されている。これら古文書は、交渉対象および現場を中心に三種類の古文書群に分けることができる。⁽⁶⁾まず金山倭館を舞台とする朝日通交・貿易過程で生

また文書群は、通信使や訳官使節およびその他の外交使行、漂流民の送還に関する外交文書と覚書・書状・貿易関係証文が大半をしめる。この他に、対馬藩 자체の行政に関する文書群と幕府関連文書群に分けてみることができる、通信使招聘に関する伺書などが含まれる。

委員会所蔵古文書の大きな特徴は、文書の前後が切り落ちて誰が誰に送ったのか、またはいつ作成されたのか分からぬものが相当数あり、古文書としての活用が難しいものも多い。しかしながらこれらの古文書は、未発給文書として終わつた草案がいくらかあるため、記録類や古文書の原本などと綿密に照合すれば、対馬藩の政策決定過程と意図を知ることもできる。

③書契

書契は、交隣関係にあつた朝鮮と日本が、互いに通交する過程にてやりとりする外交文書であり、現在国史編纂委員会に九四四二一点が伝わっている。これら書契は、すべて朝鮮が日本（対馬藩）へ作成・発給したものであり、作成者の面から厳密に突き詰めて考えれば、朝鮮の対日外交文書であつて対馬島宗家文書ではない。委員会でも書契のかかる性格を勘案し、対馬島宗家関連文書として取り扱つており、書契を強いて宗家文書の中に分類する必要はないかもしない。朝鮮と日本に多種類の書契写本があるため、その内容は重複するが、委員会所蔵書契は、ほとんどすべてが原本であるという点や、作成時期と内容、史料としての連續性から見て、書契写本とは異なる史料的価値がある。

第一に、委員会所蔵書契は、時期的には壬辰倭乱（一五九二～九八）が終わつて幕府と通交が再開された直後である一六一四年から、明治初期の一八七二年までの二五八年間の書契が網羅されているため、前近代から近代初期に到る時期の通交を考察することができる。

第二に、委員会所蔵書契は、朝鮮側が日本に作成して与えた答書がほとんどであるが、これは朝日通交慣行を反映したものであり、礼曹と東萊府使が対馬藩主および各種通交者に送つた答書を中心に構成されている。そのなかでも、礼曹（参判・参議・佐郎）が対馬藩主に送る正本が主流であり、東萊府使と釜山僉使が対馬藩主に送る副本も相当数ある。

第三に、内容面では、対馬藩が朝鮮に派遣する年例送使と、不時の大使者に対する文書が全て網羅されており、外交儀礼的な事柄から日常的交流に至るまで、朝鮮と日本および対馬藩との間で懸案となつていた全ての案件が含まれている。

第四に、委員会所蔵書契は、一一六点（委員会登録番号 No. 8525, No. 9328～9442）を除いた九三三二六点の書契が全て原本であり、これまで特に注目されなかつた書契の外形までも調べることができる。書契の外形に表れた書式の変化や、書式を違えた「違式」書契は、朝日間の相互認識を反映する一端として史料的価値が一層大きいと考えられることができる。⁽¹⁰⁾

第五に、委員会所蔵書契は、写本と異なり、礼物の品目を記した別幅がもれなく入つてゐる。別幅は、礼物として送る品目がほぼ定められており、本書に付隨的に伴うものとして扱われてきたが、人蔘・虎皮などの礼物品目は、外交儀礼を通じた物品移動として、前近代朝日国際貿易の一側面と実態を把握するための新たなアプローチを可能にする素材であることができる。

第六に、史料としての連續性の面から見れば、委員会所蔵書契は、散逸の程度差はあるにせよ、二五八年間の書契が比較的もれなく伝來している。しかし通交再開直後から一六三五年の通交体制再編成の時期における書契は、理由不明であるが、散逸程度が烈しい。特に通交体制再編成期を前後する一六三四・一六三五年の書契の散逸が甚だしく、一六八

四・八五年は全く一通も伝わっていない。しかし注目すべきことには、一八六八～一八七二年までの明治初期の書契が若干残つており、明治維新以後、対馬を通じた通交交渉が膠着を重ねつつも、漂流民送還などの日常的交流は持続していたことを教えてくれている。旧幕府時代の外交慣習を維持しつつ、対馬をもつて対朝鮮外交を代行させていた明治初期韓日関係の一側面を知ることができる。

但し先述の通り、書契にも欠落した部分があるため、『同文彙攷』『両國往復書牘』『本邦朝鮮往復書』などの書契写本とひきくらべる必要がある。⁽¹²⁾

以上から委員会所蔵の対馬島宗家文書は、記録類・古文書・書契のいずれにしても、前近代韓日関係の実態を解明する上で看過できない第一級の重要な資料であるといえる。したがつて史料的価値については、これ以上の説明は必要ないと考える。

但し史料を利用する際、いくつか注意したい点について見てみたい。まず最初に、宗家文書は、日本の近代化および朝鮮侵略過程のなか、分散・所蔵され、同じ性格の文書といつても、場合によつてはあちこち散らばつていることが多い。『信使記録』をはじめ、『朝鮮方毎日記』『代官記録』『分類紀事大綱』『薬材質正記事』『裁判記録』『本邦朝鮮往復書』等の資料は、元来一セットの文書が各所に分散しているため、必ず照合してみなければならぬ。

第二に、現在韓国に残されている前近代朝日通交関係資料としては、『朝鮮王朝実録』『備辺司謄錄』『承政院日記』などの政府年代記、札書で作成された各種『謄錄』類と記録、東萊府など地方官衙で作成された記録等がある。これら記録中、謄錄類は、通信使関連謄錄を除く大部分が、一六三七～一七五四年までの内容を収録しており、一七世紀中葉から一八世紀中葉までの交流を研究する上で重要な資料であるが、一八世

紀中葉以降の朝日関係を追跡するのは簡単ではない。これに比べ、対馬島宗家文書は、相対的に一八世紀以後の記録が豊富であり、整った形で残つてるので、韓国側資料と相互補完して検討すれば、前近代朝日通交内容の変化を追跡して復元することが可能である。特に一九世紀以後の韓日関係については、研究史の空白により、一九世紀に入つて通信使断絶と貿易沈滞のため交隣関係が急速に冷却し、明治維新を契機に朝日関係が一夜にして交隣から侵略に変わつたというように誤解されているだけに、宗家文書の活用を通じた新研究が期待される。

第三に、宗家文書の中には、各種形態の公貿易と私貿易の関係資料、そして稀ではあるが密貿易に関する資料も若干伝わつておらず、対馬藩が朝鮮を相手にくりひろげた様々な局面での経済活動も探ることができ。朝鮮側文書が安定期の朝日通交体制を前提に作成されたものであるとすれば、宗家文書は毎日毎日の具体的な取り引き品目と数量、決済価格について詳細に記録しており、実際に取り引きされた全体貿易量と規模はもとより、取り引き内容の変動など、対日貿易の実態を明らかにしうる資料として活用することができる。しかのみならず、対日交渉の第一線にいた朝鮮側訳官の財産形成が、上述の外交および貿易活動と関わつていたことを示唆する記録などは、朝鮮国内の商業資本形成との関係を解明する契機となるようと思われる。

第四に、宗家文書の毎日記には、朝鮮側訳官との交渉やささいな情報、倭館と東萊府周辺の民間レベルで日常的におきた接触内容までも、もなく記録されており、倭館を場として行われた朝日通交の実態把握に最も近くアプローチすることができる。朝鮮政府側の立場が反映された韓国側資料とひきくらべて検討すれば、官民レベルでの全体通交構造を究明する際、一助となると考える。

このほかにも、毎日記に欠かさず記されている天気（雨・曇・風）は、

実際に船の出入りや開市（私貿易）の有無を決定する要素であり、同時に重要な気象情報として海洋学など新たな研究分野の情報としても利用することができる。

2. 朝鮮史編修会の写真とガラス乾板

『朝鮮史』を編纂する目的のため、朝鮮史編修委員会が一九二五年に朝鮮史編修会（以下、編修会）として改編されて以降⁽¹⁴⁾、一九三八年までに編修会が収集した資料は、図書四五九〇冊、写真四五一〇卷、文卷・画像・扁額四五三点が知られている。

編修会が収集した資料の中には、写真・ガラス乾板資料が、主に一九一五年五月～一九三五年九月の間に、朝鮮・日本・満州地方に散在する資料を撮影したもので、一二二六三種、五五八〇件が確認されている。これら資料は一九九五年から本委員会の古文書整理方法に従つて分類・整理が着手され、一九九八年には各文書ごとに簡単な解説を付けた目録集『写真・ガラス乾板』上下⁽¹⁵⁾が刊行された。前近代対日関係に関する資料は、量的にはさほど多くないが、多種多様の資料が収録されている。

文字資料は大部分が対外関係編と朝鮮国王文書編に、通信使遺墨などの絵図類は書画編に収録されている。

写真・ガラス乾板資料の種類および数量は、おおよそ以下の通りである。

（表2）を見ると、写真資料の総数量は、文字資料と絵画資料を合わせて九〇件を越える。性格別に分類してみれば、朝鮮国王が日本の受職倭人に与えた「告身類」を始め、通信使の日本派遣の時に朝鮮国王と幕府将軍が交換した朝日両国の「国書」（別幅を含む）、朝鮮と対馬藩がやりとりする「書契」などの外交文書、豊臣秀吉関連文書（朱印状・判物・

知行目録）、徳川家閥連文書（徳川家康・秀忠・家光の御内書・朱印状）、「老中奉書」、「宗家閥連文書（判物など）」、「朝鮮送使國次之書契覚」、「太政官文書」などが収録されている。

絵図類としては、「通信使行列図」を始め、「朝鮮絵図」「通信使遺墨」「朝鮮方域地図」「朝鮮城々之図」「朝鮮古地図」などが収録されている。ガラス乾板の総数量は、一一八件（三三一〇枚）以上であり、写真資料と基本的に重複する。しかし豊臣秀吉の朱印状と「朝鮮送使國次之書契覚」などのように、写真資料には無いものが収録されており、数量に大きな差違が生じる⁽¹⁶⁾。

写真・ガラス乾板は、朝鮮史編修会が、個人所蔵や古くからの名家、旧宗武志伯爵家、京城帝國大学附属図書館、東京帝國大学史料編纂所の資料を採集したもので、委員会の唯一本ではない。しかのみならず、一部はすでに史料集として刊行されてもいたため、初めて公開された史料ではない。しかし文書の整理および目録刊行を契機に、資料の種類や数量の全貌が初めて明らかにされたということに意味があると思われる。いくつかの資料の特徴と利用時の留意点につき言及したい。

①まず写真資料は『写真・ガラス乾板目録』（上）に、ガラス乾板は同書（下）に、別々に収録されているが、写真資料はこのガラス乾板を焼き付けたもので、写真資料とガラス乾板資料は基本的に重複している。朝鮮戦争と委員会の何度も渉る移転のため、これら資料には若干の散逸があつたようである。同一資料といつても欠けていることがあり、写真資料にのみあつてガラス乾板にないもの、またはガラス乾板に存在して写真はないものがいくらかあるため、注意を要する。

②時期的に見た時、一五世紀初頭から一九世紀後半までの資料を含んでいるが、編修会が収集した別の韓日関係資料がそうであるように、写真・ガラス乾板も比較的に壬辰倭乱（一五九二～九三）直前から丁酉再

〈表2〉写真・ガラス乾板の現状

種類	写真	硝子乾板	叢刊	集真	朝鮮史	委員会 貴重本
告身類	12件	* 3件		2		*★
国書	12	14				
書契	11	12		4・6		
松雲大師書状	1	1		3		
豊臣秀吉関係 (朱印状など)	10	10(40枚) * 24(48枚) ** 7(9枚)	* 宗家朝鮮陣文書			
五大老奉書	1	1				
徳川家関係	7	11				
老中奉書	1	1		6		
諸大名家	1	2				
宗家関係 (判物など)	4	4				
太政官文書	6	6				
朝鮮送使国次之書契覚	1	12(86枚)		2		
信使・倭館記録	2					★
正徳通信使行列(登城)	1(8枚)	1(10枚)				
通信使関係		4(31枚)		5		
通信使遺墨	7	1				★
日本僧交流	1					
朝鮮城々之絵図		1(6枚)		2		
朝鮮古地図	4					
朝鮮絵図	1	1(32枚)				
釜山倭館図	1					
壬辰倭乱関係	4	2		4		
その他						
計	91件以上	118件以上 (320枚以上)				

乱(一五九七～九八)の時までの資料が多い。特に倭乱を前後する豊臣秀吉の朱印状が多く、宗氏との関係を探ることができる資料である。朱印状は、豊臣秀吉が宗義調へ朝鮮侵略時の従軍を命令したもの始め、豊臣秀吉への臣従と所領安堵に関するもの、大部分は宗氏(宗義調および義智)へ与えたものである。

③写真・ガラス乾板の一部は、すでに『朝鮮史料叢刊』や『朝鮮史料集真』に収録されているが、全体資料の一部のみ収録されているため、史料集だけでは資料の全貌を知ることが難しかった。しかし今回のガラス乾板目録の刊行によって、文書全体を概観することができるようになった。例をあげれば、対馬の文引発行に関する記録である『朝鮮送使国次之書契覚』は『朝鮮史料集真』2に若干紹介されているに過ぎないが、ガラス乾板には全体が収録されている。

『朝鮮送使国次之書契覚』は、三浦の乱後の経緯(一五一〇～一五一五)を一五四五年に回顧して記した「宗左衛門大夫覺書」の部分と、一五七二～一五七五年と一五八〇～一五八六年の日朝通交を記した「印官之跡付」「國次之目録」等の部分が合綴さ

れたもので、日本国内の受職倭人・受図書人の送使派遣をはじめ、印が元来の所有主を離れて対馬島人の手に移っていることなど、朝日通交の特殊性または壬辰倭乱直前の朝日通交を把握するのに重要な資料であると指摘されている。

(4)写真・ガラス乾板の原本は、本委員会に伝来している資料は貴重文書として取り扱われているため、これまで閲覧は難しかつたが、目録の刊行によって閲覧が一段と易しくなった。

例えば第一に、朝鮮国王が日本の受職倭人に与えた告身（教旨）は、一二件が「国王文書」編に収録されている。このうち皮古三甫羅（一四八五年。対馬早田氏）・皮古而羅（一五〇三年）に与えた告身と、信時羅・平長親・平松次に与えた告身は、「朝鮮史料集真」²に影印・収録されている。このなかで信時羅・平長親・平松次の告身は、現在、国史編纂委員会で貴重品として取り扱われており、韓国と日本に現存する一四点の告身のなかの一つである。

次に、豊臣秀吉の朱印状は、目録の附記事項を見ると、所蔵地が記載されていないものと委員会貴重資料として取り扱われているものがある。このうち委員会所蔵分（二四件）は、すでに一九三七年、編修会が『宗家朝鮮陣文書』（朝鮮史料叢刊¹⁹。一九三七）に影印・複製して収録した宗武志伯爵家所蔵分（二三二通）とほとんど一致しているようにみえる。¹⁸ガラス乾板作成時、編修会はすでに史料収集が終わっており、所蔵地が記載されていない朱印状は、原本が委員会にないものであり、宗武志伯爵家所蔵分である可能性が高い。

絵図資料のなかの「正徳信使登城行列図」もまた、委員会が貴重資料として取り扱っているもので、原本の一部分（国書・正使の描写部分な

ど）を撮影したものである。委員会は現在、これら絵巻の破損が烈しいので、「正徳信使登城行列図」などをCD-ROMに作成して閲覧を試みている。よつて乾板資料は、もはや存在価値を失つたようにも見えるが、資料収集と保存に傾けた当時の努力を垣間みることができる。

最後に目録には、朝鮮史編修会の所蔵となつた資料で、国史編纂委員会に当然その原本があつてしかるべきにもかかわらず、原本が現存していないために、これを補完することができる資料もある。例えば、目録に収録されている書契二二通のうち、委員会に原本が存在しているものは、オランダ人ハメル一行の朝鮮漂着に関する札曹參判朴世模の答書（No. 1212）と、幕府將軍（徳川家綱）の死亡告示に対する札曹參判閔鎮遠の答書（No. 2813）の二件に過ぎない。このほかの書契は、全て委員会の原本から漏れているものであり、一六三七年、鬱陵島釣魚のため渡海した伯耆州米子村漁民の送還に関する書契、倭館の移築要求に対する書契は、「朝鮮史料集真」⁴・⁶に収録されている。これら資料は、朝鮮側の『同文彙攷』や日本側の『本邦朝鮮往復書』『両國往復書曆』にも内容を確認することができるが、書契の外形を探ることができる点においては、写真・ガラス乾板資料も意味がある。¹⁹

3・奎章閣所蔵謄本類のなかの対日関係謄錄

朝鮮時代 中央（六曹）と地方の官衙では、典例や典故のため、執務事項に対する官衙の文書、または官衙と官衙がやりとりする文書を謄写し、備置しておいた。謄錄は、日ごと時の流れに従つて記録するものもあり、特定作業や行事と関連する総合報告書形式の謄錄が存在する。しかしとの形式であれ、謄錄は永久保存する価値がある国家の重要な文書を保存するため作成されており、朝鮮時代公文書作成ないしは保存方法の一つであることができる。

一九二三年へ朝鮮總督府図書目録によれば、當時現存していた各司の謄錄類は一五八種・五六七冊に達した。うち、ソウル大奎章閣に所蔵されているもののなかで、朝鮮後期対日関係に関する謄錄類は三〇種・一〇二冊を数えることができる。『通信使謄錄』をはじめ、対日交渉と関連する謄錄類は大部分が礼曹と、その属司である典客司⁽²⁰⁾で編纂されたものであり、対日交渉の窓口であった東萊府や、京畿道広州府でも作成された。謄錄類は、委員会所蔵ではないが、委員会の刊行事業とも関連があり、ここでは下記へ表3へに目録を紹介するほどにとどめ、資料的特徴については先行研究を参考にしてもらいたい。⁽²¹⁾

II. 対日関係資料の刊行状況と問題点

国史編纂委員会は、史料収集とともに、史料集を刊行することによって学会に寄与することを重要業務の一つとしている。よってこれまでの所蔵史料を整理したり、または収集した史料のなかから刊行対象史料を選定し、資料集を刊行した。その過程で、前近代韓日関係資料も様々な形で刊行されている。

1. 目録集

① 対馬島宗家文書

まず最初に、対馬島宗家文書は、現在文書の種類別に目録集のみが刊行されている状態である（三種八冊）。

記録類	【対馬島宗家文書記録類目録集】（一冊）
書契	【対馬島宗家関係文書「書契目録集」】I・V（五冊）
古文書類	【対馬島宗家文書古文書目録集】I・II（二冊）
宗家文書	宗家文書は未だ史料集を刊行する段階には至っていないが、『信使記録』の一部が日本の「ゆまに書房」でマイクロフィルムの形で刊行され

〈表3〉 奎章閣所蔵対日関係謄錄類の刊行状況

謄 錄	収録期間	内 容	編纂官署	冊數	奎章閣 請求 番號	委員會		影印 本刊 行
						各司 謄錄	D.B 對象	
各様差倭謄錄目録	1645～1731 (인조15～영조7)	16種の対日関係の謄錄の中から主要事項を選んで整理した目録。	禮曹 典客司	1冊	9910			
告計差倭謄錄	1637～1754 (인조23～영조30)	關白・対馬島主の死亡を告知する差倭に對する接待の内容を記録。	禮曹 典客司	1冊	12896		○	
公作米謄錄	1637～1751 (인조15～영조27)	日本との公貿易の代價として支拂する公作米に對する年限の延期要請および運送に對する記録。	禮曹	2冊	12968		○	
島主告還差倭謄錄	1640～1691 (인조18～숙종17) 1692～1716 (숙종18～숙종42)	江戸参勤を終えた対馬島主の環島を告知する差倭の出来および問慰譯官の派遣に對する記録。	禮曹 典客司 禮曹	2冊 1冊	12981 12921		○ ○	
島中失火	1660～1714 (현종 1～숙종40)	日本の本土・対馬島・草梁倭館の火災に對する朝鮮政府の救急内容を記録。	禮曹 典客司	1冊	12914		○	

臘 錄	収録期間	内 容	編纂官署	冊數	奎章閣 請求 番號	委員會		影印 本刊 行
						各司 臘錄	D.B 對象	
東萊府接待臘錄	1653~1841 (효종 4 ~ 현종 7)	通信使請來差倭・護行差倭の出來および彼らに對する接待について當該の接慰官が記録した内容。	東萊府	8 冊	18108			
東萊附接倭狀啓 臘錄可考事目抄 冊	1608~1694 (선조 41 ~ 숙종 20)	倭館を中心に展開された對日交渉に對する記録を「東萊府狀啓臘錄」から選んで整理。	東萊府	1 冊	9764	●		
論賞賜米臘錄	1637~1674 (인조 15 ~ 1674)	歲遣船の減縮など、對日交渉に功をたてた倭人に賜米・受職した内容。	禮曹	1 冊	12967			
別差倭臘錄	1637~1753 (인조 15 ~ 영조 29)	外交交渉のため、對馬藩が派遣した差倭とそれに對する接待および事案の處理を記録。	禮曹 典客司	10 冊	12871		○	
書契違式臘錄	1637~1686 (인조 15 ~ 숙종 12)	朝日間に往復した外交文書である書契のなかから用語に不恭な部分をはじめ、恒式に背むく部分など、いわゆる違式書契に對する處理を記録。	禮曹 典客司	2 冊	12885		○	
歲船鷹連臘錄	1637~1683 (인조 15 ~ 숙종 9)	歲遣船に賜給する鷹の調達過程。倭人の沙器燔造に必要な物品、匠人の調達を記録。	禮曹 典客司	1 冊	12996		○	
歲船定奪臘錄	1637~1677 (인조 15 ~ 숙종 3)	對馬藩の歲遣船の減縮および圖書の交代、歲遣船に對する接待の規程を記録。	禮曹 典客司	2 冊	12881		○	
歲船恒式出來臘 錄	17세기 중엽 18세기 초엽	1609年の己酉約條以後、朝鮮に入國した倭船および各種の差倭に支給した回禮禮單の品目と數量を記録。	禮曹 典客司	1 冊	12977		○	
譯官上言臘錄	1637~1692 (인조 15 ~ 숙종 18)	外交交渉の實務擔當者である漢譯・倭譯・清譯などの譯官たちが彼らの差定や譯官遞免職の復設などを上言した記録。	禮曹 典客司	1 冊	12963		○	
倭館修理臘錄	1724~1745 (경종 4 ~ 영조 21)	草梁倭館の修理に對する諸般の事項を記録。 「倭館移建臘錄」に連結。	禮曹	1 冊	12923		○	
倭館移建臘錄	1637~1731 (인조 15 ~ 영조 7)	豆毛浦倭館を草梁に移建するまで、朝鮮と對馬藩との交渉過程と、移建後の倭館の修理記録。	禮曹 典客司	2 冊	12982		○	
倭人求請臘錄	1637~1724 (인조 15 ~ 경종 4)	倭人の求請物品と朝鮮の調達・處理に關する記録。	禮曹 典客司	8 冊	12995		○	★
倭人作黎臘錄	1690~1692 (숙종 16 ~ 숙종 18)	倭館での交奸事件および潛商内容との治罪に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊	12962		○	

臘 錄	収録期間	内 容	編纂官署	冊數	奎章閣 請求 番號	委員會		影印 本刊 行
						各司 臘錄	D.B 對象	
裁判差倭臘錄	1683~1739 (인조 9 ~ 영조 15)	朝日間の外交・交易などの懸案問題を解決するために來朝した差倭と各案件の處理に關する記録。	禮曹 典客司	5 冊	12957		○	
典客司別臘錄	1699~1753 (숙종 25 ~ 영조 29)	肅宗から英祖の代までの對日關係に關する諸業務および王命により實施された他の部署との關連業務に關する記録。	禮曹 典客司	8 冊	12961		○	★
弔慰差倭臘錄	1649~1731 (인조 27 ~ 영조 7)	朝鮮國王と王妃の死を弔慰するために來朝した差倭と接待に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊	12899		○	
陳賀差倭臘錄	1650~1725 (豆종 1 ~ 영조 1)	朝鮮國王の即位を祝賀するために來朝した差倭と接待に關する記録。	禮曹	1 冊	12910		○	
徵債臘錄	1637~1672 (인조 15 ~ 현종 13)	商賣より負債を徵収するために來朝した差倭およびその處理に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊	12965		○	
致賀(差倭)臘錄	1637~1690 (인조 15 ~ 숙종 16)	討賊の致賀をはじめ、問慰譯官の派遣に對する回賜、對馬藩主の得男を告知するために來朝した差倭と接待に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊	12882			
通信使臘錄	1641~1811 (인조 19 ~ 순조 11)	1643年の癸未通信使から1811年の辛未通信使まで、8回に及ぶ通信使行に關する記録。	禮曹 典客司	14 冊	12870- 1・2・3		○	★
通信使往還時廣州府板橋站舉行臘錄	1811(순조 11)	1811年、辛未通信正使が廣州府の板橋站を往還する時の準備・接待に關する記録。	廣州府	1 冊	15068	●		
通信使草臘錄	1786~1808 (정조 10 ~ 순조 8)	外交上の問題および日本の要請により、停止または取消された通信使行に關する草臘錄	禮曹 典客司	1 冊	15067		○	
漂倭入送臘錄 漂倭入送回賜臘錄	1637~1692 (인조 15 ~ 숙종 18) 1692~1737 (숙종 18 ~ 영조 13)	朝鮮に漂着した日本人・船舶に對する調査をはじめ、送還手続き、對馬藩主への回賜に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊 1 冊	12884 12920		○ ○	
漂人領來臘錄 漂人領來差倭臘錄	1641~1751 (인조 19 ~ 영조 27)	日本に漂着した朝鮮人・船舶を送還した對馬藩の漂差倭に對する接待、漂流民の處理に關する記録。	禮曹 典客司	7 冊 12 冊	12956 12954		○ ○	★ ★
回賜差倭臘錄	1637~1678 (인조 15 ~ 숙종 4)	朝鮮に漂着した日本人の送還や問慰譯官の派遣、倭館の新築にたいする回賜、謝寺差倭に關する記録。	禮曹 典客司	1 冊	12883		○	

謄 錄	収録期間	内 容	編纂官署	冊數	奎章閣 請求 番號	委員會		影印 本刊 行
						各司 謄錄	D.B 対象	
典客司日記	1640~1886		禮曹 典客司	99冊	13052	●	○	
典客司方物謄錄	1637~1778		禮曹 典客司	9 冊	12876			
接待倭人事例 (東萊事例)	1637~1687		禮曹 典客司	1 冊			○	
濟州啓錄	1846~1884		전라도 제주	5 銀	15099	●		★
草梁客舍重修錄	1825~1873		경상도			●		
慶尚道東萊府商賣等救弊節目	1813~1814		경상도			●		
東萊府事例	1868		경상도			●		

て いる。²³⁾

②編修会の写真・ガラス乾板目録

『写真・ガラス乾板』上・下(二冊)

2. 史料集

①『韓国史料叢書』のなかの韓日関係史料集

国史編纂委員会は、朝鮮戦争などで散逸した資料の発掘と刊行に尽力し、一九五五年から現在までのほぼ四五年間に涉って、韓国史料叢書を刊行してきた。前近代対日関係資料としては『辺例集要』(一九七〇)、一九七一)『同文彙攷』(一九七八)などがある。そのなかで『辺例集要』『同文彙攷』は、朝鮮史編修会時代に謄写した原稿をもとに作成されたものとみられる。『韓国史料叢書』は朝鮮史編修会の『朝鮮史料叢刊』(一九三三)~(一九四〇)を継承しているようである。

②奎章閣所蔵 各司謄錄類(写本)のなかの韓日関係記録

国史編纂委員会には、奎章閣所蔵の各司謄錄類を一九八〇年以降、「各司謄錄」という名称にて刊行してきた。「各司謄錄」という用語は、実録や年代記などには無い用語であるが、国史編纂委員会で史料を編纂・刊行する際、任意に付した名称である。

委員会は、まず、一九八一年から一九九一年までに地方の各官衙で作成された謄錄類(地方編)から五五卷(朝鮮八道編、二八〇冊分)を刊行したが、各司謄錄(地方編)編には対日関係記録が含まれており、注目される。例えば、京畿道編(5)には、「通信使往還時広州府板橋站奉行謄錄」が、全羅道編(2)には「濟州啓錄」が、慶尚道編(3)には「草梁客舍重修錄」が、慶尚道補遺(1)には「東萊府接待」、慶尚道補遺(2)には「慶尚道東萊府商賣節目」が、慶尚道補遺(3)には「東萊府事例」などが収録されている。地方編の対日関係記録には、中

央官所の記録には搜し得ることができなかつたり、あつたとしても極めて疎略に扱われた記録が入つてゐるので注意を要する。一九世紀後半、特に開港を前後する時期の各司謄錄（地方編）——とりわけ慶尚道編——には、対日外交記録が豊富である。⁽²⁴⁾

一九九二年から刊行が開始された中央官司の「各司謄錄」（中央編）にも対日関係謄錄が若干収録されている。例えば、「各司謄錄」⁽²⁵⁾ 65（謄錄類抄）⁽²⁶⁾ の10・11には〈交隣編〉3・4が収録されている。一六五六〇一七〇三（孝宗七〇、肅宗二九）年までの対日関係記事が収められている。「謄錄類抄」は、『備辺司謄錄』から各記事を内容別に分類・抜粋したものであるが、周知のように肅宗代までの『備辺司謄錄』は三四年内間分が欠けているため、『備辺司謄錄』の無い部分を補完することができる。

韓日関係謄錄は、一九九九年に『典客司日記』九九冊分のなかから八冊分が第九二巻として刊行される計画である。『典客司日記』の九〇%以上が韓日関係記録であるので、対日関係謄錄類はこれからも継続して刊行される展望である。

反面、最近では、刊行業務の一環であるとはい、各々の業務名としての刊行ではなく、学問の活性化が必要な分野に対し、専門研究者に史料集作成を依頼するプロジェクト型による史料集も出てきている。例を挙げれば、一九九八年には〈韓国史支援史料集成〉の形で『朝鮮・琉球史料集成』が刊行されており、近い将来には『韓日関係史料記事索引集』も刊行される予定である。

しかし目録集を除いた史料集を刊行する時、以下のようないくつかの問題点がある。

まず、史料集は、その時その時の必要性に従い、様々な形態をもつて刊行されているが、影印でない場合、原本を損なう恐れがある共通的特

徴をあげることができる。『辺例集要』は吏読が混じつた漢文を句点と頭注の形をもつて刊行しており、『同文彙攷』は項目別に分類し、年代順に編修しているが、両者とも全て活版印刷であった。『各司謄錄』（地方編）は、初め謄写に句読点のみを付けたが、〈中央編〉からは巻ごとに史料解説を付け、各記事の内容を要約した題目を設け、利用者の検索および活用がより容易になるようにした。また『朝鮮・琉球史料集成』は解説・影印を原則とした。

『朝鮮・琉球史料集成』を除く他の資料集は、活字化したものであれ、謄写・影印であれ、いつたん原本から一度移し記された過程で、誤字・脱字など、原本を損なう恐れがあることが、最も大きな問題であると指摘することができる。

ついで予算・人員などの問題により、史料によつては、謄写が完了したにもかかわらず、出版が遅れて学問的な需要に応えることのできないことも問題である。

III. 情報化時代への対応

最近、コンピュータの発達による情報処理技術の進展にともない、史料管理機関においても、蓄積された史料情報をより早く、広範囲に、提供することが求められている。国史編纂委員会でも、これに応えて一九九〇年から様々な形式の史料情報データ・ベース（以下DB）化を推進してきた。⁽²⁷⁾ そして一九九七年三月からはホームページページ（[www.http://hs.nhcc.go.kr](http://hs.nhcc.go.kr)）を開設し、インターネットを通して、作業終了部分から情報揭示を二十四時間サービスしている。

これにより、対日関係に関連する資料集として『対馬島宗家文書古文書目録集』I・II（二冊）をインターネット上に閲覧できるようにしている。コンピュータ組版として刊行した理由は、DB構築が易しいため

であり、索引語によつて検索と解題を閲覧することができる。

しかし情報処理技術の高度化および大容量化により、全文テキストDB構築が可能になつてゆくにつれ、委員会でもこの部分に比重を置いている。これまでみてきたように、すでに謄写が完了した『各司謄錄類』（表3）の○部分は、大規模な情報化事業と合致し、近いうちに全文をインターネット上に見ることが可能となろうと思われる。

反面、最近になつて、インターネット・サービスのうち国史編纂委員会が最も力点を置いている画像資料サービスに対する需要が増していることへの対応がある。まず委員会は、先述した写真・ガラス乾板を画像入力（スキヤニング）し、入力資料を直ちに目録と接続させることによって、特別なオンラインシステム無しに、インターネット上で原文書の閲覧が可能になるようになつた。

写真・ガラス乾板の画像情報化は、なおも試行状態にすぎないが、これを契機に将来はマイクロファイルム資料までも画像サービスする予定である。

おわりに

以上、国史編纂委員会の所蔵資料のうち、前近代韓日関係資料を中心に、史料の特徴をはじめとして、刊行状況および史料情報サービスについて概観した。委員会の一連の史料情報サービスを通して、前近代韓日関係資料は、幅広く利用されている方である。対馬島宗家文書は、対日交流史専攻者のみならず、文学・音楽・食生活・建築史の分野でも利用されている。日本留学や国史編纂委員会の研修過程を通じて、日本の近世文書を読むことができる韓国の研究者層が生まれており、今や韓国では修士論文の作成においても、対馬島宗家文書を読まなければならぬことは常識となつてゐる。

朝鮮史料叢刊	委員会所蔵	朝鮮史料叢刊	委員会所蔵
高麗史節要 海東諸國紀 軍門謄錄 唐將書画帖 政院伝教	一九三四	制勝方略 陽村集 保闇齋集 朝鮮賦・附錄 統武定宝鑑 紹修書院謄錄 高麗史節要（補刊）	
亂中日記・壬辰狀草 事大文軌 眉巖日記草 I ~ V	一九三五		
乱後雜錄 鎮管官兵編伍冊殘卷 草本懲■錄	一九三六	不明	
正德朝鮮信使登城行列図 通文館志 朝鮮通交大紀	一九三七	一九三八	

最後に、国史編纂委員会以外の機関において、韓日関係史料を所蔵している場所を紹介し、発表の結びとしたい。まず、国立中央図書館に七〇件の韓日関係資料があることが知られており、釜山市民図書館にも『古書目録』が刊行されている。そして最近では資料集を現代韓国語に訳したものが刊行されている。国訳『増正交隣志』（民族文化推進委員会、一九九八）ならびに国訳『通文館志』1~4（世宗大王記念事業会、一九九八）がそうである。特に国訳『増正交隣志』には、非常に詳細な註が施されており、ほとんど対日関係時点の水準に近接していると言える。あわただしい説明が多かつたものと思われるが、以上、委員会を中心とする、韓国における韓日関係史料研究の進展が、史料編纂所の史料収集の一助となればと思う。

〔注〕

(1) 「朝鮮史料叢刊」は一九三一~一九四〇年までに全二二冊を刊行したが、現在委員会には一八冊のみ伝わっている。

このほかに、全体を印刷するのが困難な史料や文書・画像・典籍など一二五種は部分印刷し、解題を付け、『朝鮮史料集真』（三巻）に刊行さ

- (1) 朝鮮総督府が刊行した『朝鮮史料集真』自体は無かった。但し委員会には朝鮮総督府が刊行した『朝鮮史料集真』解説1—3、1—3、5と、日本の韓国書籍センターで復刊された『朝鮮史料集真』1のみある。
- (2) 韓国の国史編纂委員会を始め、日本では国立国会図書館・東京大学史料編纂所・慶應義塾大学図書館・対馬歴史民族資料館・文化庁・東京国立博物館の七ヶ所に分散している（田代和生「宗家文書」について）。
- (3) 委員会所蔵宗家文書は日本敗戦以後の混乱のなか、数量に若干の散失があつたようである。しかし朝鮮戦争（一九五〇・六・一五）を経ても、文書保存のための職員たちの努力によつて、ほぼ全ての史料が無事残ることができたようである。
- (4) 国史編纂委員会所蔵宗家文書に対する解題は、泉澄一氏の「対馬島宗家文書の分析研究」（国史館論叢）⁷、一九八九）、李薰「前近代韓日交流史資料としての対馬島宗家文書」（『歴史と現実』²⁸、一九九八）がある。
- (5) 明暦以前の『信使記録』は東京国立博物館に比較的多く所蔵されている。
- (6) 古文書を内容別に分類するということは、対馬藩の藩政や対朝鮮通交が、藩政機構のなかで、いかなるシステムによって成立していたのかを復元してみると、特に意味がないかもしれない。かかる復元が可能な場合は、古文書の伝来状態が、藩政成立過程にて文書同志の有機的な関係を反映する形態をもつて残った場合のみ、可能である。委員会所蔵の古文書は、文書の登録時に文書が一枚一枚ばらばらにされ封筒に入れられていたため、文書同志の有機的関係を追跡することが難しいので、便宜上内容別に処理する。
- (7) 対馬藩 자체の行政に関する文書は、対馬藩主に仕える武士への扶持・扶助関係文書をはじめ、僕約・送使・勤役・家中拝借、対馬八郷の土地およびその他領地、対馬藩の出張所があつた長崎・京都・大坂関係文書、および各種証文などがあり、対馬藩政の様相と規模を察することができるので、反面、対馬藩主は、將軍の臣下として幕藩制のもとで対朝鮮外交を行っていた。
- (8) 委員会には朝鮮国王が日本幕府将軍に与えた国書は無い。
- (9) ただし問慰訳官の派遣、日本人漂流民（和漂）の刷還の時には、朝鮮がまず往書を送つた。
- (10) 対馬藩は、朝鮮から受け取った答書を幕府に提出しなかつた。幕府には写本と和解を提出し、通交に関する案件を報告したため、宗家文庫には朝鮮から受領した原本がそのまま保管されていた。
- (11) 李薰「朝鮮後期 対日外交文書の史料的特質—国史編纂委員会所蔵契を中心にして」（水邨朴永錫教授華甲紀念論叢『韓国史学論叢』下、一九九二）
- (12) 『辺例集要』『交隣志』『増正交隣志』『通文館志』『春官志』などが相当する。
- (13) 『通文館志』『春官志』などが相当する。
- (14) 『朝鮮史』は、一九三二年（一九三八年まで三五巻を刊行しており、主に『朝鮮王朝実録』『承政院日記』『備辺司謄録』等の既存史書を編年体的に再構成したものである。
- (15) 『写真・ガラス乾板目録』（上・下）は、朝鮮史編修会が朝鮮・日本・満州などの地から収集した全ての資料を、委員会の古文書分類法（史部分類法）に従い整理した。よつて同一の対日関係資料であつても多くの項目に分散しており、検索に不便な点がある。
- (16) 写真資料とガラス乾板が、内容面でほとんど重複しているにもかかわらず、数量面で大きな差違が見えることは、豊臣秀吉の朱印状が追加されたこと以外にも別の理由がある。資料の整理方法が異なっているためであり、写真資料は同一の性格の文書を枚数に関係なく一件として把握

し、枚数は（ ）にて処理した。これに比べ、ガラス乾板は同一性格の資料が何枚であろうとも乾板一枚を一件として処理したためである。

(17)

黒板勝美が『朝鮮史料叢刊』の選別基準を壬辰倭乱に焦点を置いたように、編修会が壬辰倭乱関係資料を集中的に収集したことは、韓国人をもつて祖国史に対する嫌悪感を持たせるよう、捨て鉢の心情を誘発せしめようとする意図があつたという指摘がある（金性攷「朝鮮史編修会の組織と運用」『韓國民族運動史研究』3、一九八九）。

(18)

国史編纂委員会には『宗家朝鮮陣文書』（影印・複製）は伝来しておらず、『宗家朝鮮陣文書解説』のみある。旧宗武志伯爵家所蔵本は一五九二～一五九九年までのものを一八通、年代未詳のもの五通である。

(19) 国書や書契は本山彦一氏の資料を撮影したもので、朝鮮国王と幕府将军が交換した国書はもとより、別幅と皮封までも収録されている。しかし国書については確認することができない。

(20) 謄錄類の一部は奎章閣に移管。奎章閣図書は現在、精神文化研究院に所蔵。

(21) 典客司は、正二品衙門にて、中国使臣および倭人・野人の迎接、外国の朝貢、外国の使臣に対する宴享の設置と彼らに対する賜給を委された。

(22) 対日関係謄錄類の解題は、河宇鳳「通信使謄錄」の資料的性格」（『韓國文化』12、一九九一年）、韓文鍾「朝鮮後期 日本に関する著述の調査研究－対日関係謄錄類を中心に－」（『国史館論叢』86、一九九九）があ

る。

(23) 慶長期から享保期までの『信使記録』二六一冊が一九九九年四月に

『対馬宗家文書 朝鮮通信使記録』（第一期二回配本分。目録は別冊中巻を参考）という書名にて刊行された。延享期から天保・幕末期の分は二〇〇〇年に刊行される予定である。

(24) 羅愛子氏の発表にて提示される予定。

(25) このほか『啓抄存安』（『各司謄錄』63）には開港以後の対日関係資料が豊富である。

(26) これまで委員会が史料の電算化を通して集積したDB情報は、目録Dが二〇万五千件、イメージDBが五万件、全文DBが一七九冊に及ぶ。